

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.504

平成21年 2月 9日(火曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

精神疾患の患者数は増加の一途 過労や過労死の労災判例も幅広く

過労などから精神のバランスを崩し、うつ病などになるケースが増えている。3月期決算を控えた多くの企業で、金融不況の影響による人的リストラが一層進むと予想されているため、精神疾患の患者のさらなる急増も懸念されている。不況と直接的には因果関係の薄い教員の世界でも、07年度文部科学省の統計で8,000人も病欠休職があり、このうち5,000人は精神疾患で、これは過去最多であり、うつ病などの患者は15年連続で増加している。

主な原因は 教員に生徒がついてこなくなる、PTAが教員に無茶な注文を出す(いわゆるモンスター・ペアレンツ)、中年で子育て中の教員が家庭において、妻や子と意見や意思のズレを抱える、など。2者の関係がこじれて修復が難しいことが指摘される。

企業で働く人は、教員ほどの長期休暇は取りたくても取れない。有給休暇がままならない上に、病欠などしようものなら「明日から座る椅子はない」と、事実上の鹹首宣言をされそうな不安もあり、ストレスが溜まる一方である。

一方、過労で障害を残す、または過労死に至るケースには、厚生労働省の労災認定基準がある。仕事上で事件・事故と遭遇 発症前の1週間前に過重労働をした 発症前の6ヵ月間に特に過重労働に就いた、の3つである。精神疾患だけでなく心臓病、肺炎、ぜんそく発作、十二指腸潰瘍などで倒れても認定される判例が増えている。

税務会計

確定申告は早めの準備・提出を! 所得税は2月16日から3月16日

2008年分の所得税等の確定申告が近づいている。所得税の申告・納税は2月16日からだが、贈与税は2月1日から始まり、ともに3月16日が期限である。また、個人事業者の消費税の申告・納税は1月5日から3月31日までが期限となっている。

今年も、一部の税務署は2月22日と3月1日に限り、日曜日も相談・受付を行うこととしている。ただし、確定申告期限間近になると、税務署は大変混雑し、長時間待たされるので要注意。確定申告は、できるだけ早めに準備し、早めに提出することが望ましい。

所得税の申告が必要な人は、例えば、給与所得者であれば、給与の収入金額が2,000万円を超える人、給与を1ヵ所から受けていて、給与所得・退職所得を除く各種の所得金額の合計額が20万円を超える人、同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子や店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた人などが該当する。

消費税では、基準期間(2006年分)の課税売上高が1,000万円を超える事業者や、1,000万円以下であっても「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者は、申告が必要となる。これらの事業者は、2008年分の課税売上高が1,000万円以下であっても申告が必要なので、注意が必要だ。

今週のキーワード

過重労働

労災認定で焦点となる「過重な業務」とは、労働時間、不規則勤務、拘束時間の長短、出張の頻度、交代制・深夜勤務、騒音などの労働環境、仕事による精神的緊張などの要因から判断する。中でも特に労働時間が疲労を溜める最も重要な要因となる。過重労働時間の目安は、病気発症前の1ヵ月間、おおむね100時間。発症前2~6ヵ月間で、1ヵ月おおむね80時間を超える残業時間が仕事との因果関係が強い。ただし早出・遅出は問題でなく、その変更の頻度なども重視される。